

（長期履修）

- 第24条の4 学生が職業を有している等の事情により、当該学生に係る標準修業年限（第5条第3項に規定する標準修業年限を除く。以下次項において同じ。）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科長は、研究科教授会の議を経て、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を許可することができる。
- 2 前項の規定により長期履修を許可することができる期間は、当該学生に係る標準修業年限の2倍に相当する年数（在学途中に長期履修を申し出る学生にあつては、長期履修開始前に在学した期間を含む。）以内とする。
 - 3 第1項の規定により長期履修を許可された学生（以下「長期履修学生」という。）が当該長期履修を許可された期間（以下「長期履修期間」という。）を短縮することを希望する旨を申し出たときは、研究科長は、研究科教授会の議を経て、これを許可することができる。
 - 4 前3項及び第47条の2に規定するもののほか、長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（長期履修学生の授業料）

- 第47条の2 長期履修学生の授業料の年額は、当該長期履修期間に限り、前条の規定にかかわらず、同条に規定する授業料の年額に当該学生に係る標準修業年限（第5条第3項に規定する標準修業年限を除く。以下この条において同じ。）に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。
- 2 前項の場合において、在学途中に長期履修学生となる者については、前項の規定中「同条に規定する授業料の年額に当該学生に係る標準修業年限（第5条第3項に規定する標準修業年限を除く。以下この条において同じ。）に相当する年数を乗じて得た額」とあるのは「同条に規定する授業料の年額に当該学生に係る標準修業年限（第5条第3項に規定する標準修業年限を除く。以下この条において同じ。）に相当する年数を乗じて得た額から当該学生が長期履修開始前に在学した期間に係る授業料の総額を控除した額」と読み替えて適用するものとする。
 - 3 第1項の場合において、第24条の3第3項の規定により長期履修期間の短縮を許可された長期履修学生における短縮が許可された以後の授業料の年額については、第1項の規定中「同条に規定する授業料の年額に当該学生に係る標準修業年限（第5条第3項に規定する標準修業年限を除く。以下この条において同じ。）に相当する年数を乗じて得た額」とあるのは「同条に規定する授業料の年額に当該学生に係る標準修業年限（第5条第3項に規定する標準修業年限を除く。以下この条において同じ。）に相当する年数を乗じて得た額から当該学生が長期履修期間の短縮を許可される前に在学した期間に係る授業料の総額を控除した額」と、「長期履修期間の年数」とあるのは「当該短縮が許可された以後の年数」と読み替えて適用するものとする。
 - 4 長期履修学生が学年の途中で課程を修了する場合は、前条に規定する授業料の年額に当該学生に係る標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額から当該学生が在学した期間に係る授業料の総額を控除した額を、当該学年の初めの月に納入しなければならない。ただし、課程を修了する月が後期であるときは、後期の在学期間に係る授業料は、後期の初めの月に納入しなければならない。